



定住促進事業



■ 事業について

【目的】

町内で新たに住宅を取得・リフォームしやすい環境を整える補助制度により、町への定住を促進し、地域経済の活性化を進めます。

【内容】

住宅の新築・購入・リフォームをした場合に費用の一部を助成します。

基本補助に加えて補助の加算があります。

【対象者】

町内で新たに住宅を取得・リフォームした世帯

【支給例】

町出身で、県外からのUターン就職を機に町内で実家の隣に家を建てた30代夫婦（子ども2人）

基本たてぽ10万ポイント

+	①20万円	} 加算
+	④20万円	
+	⑥5万円	
+	⑦5万円	
+	⑧10万円	
=	10万P+60万円	



必要なお金		1,622万円	
費用の内訳		財源	
定住促進事業補助金	1,622万円	人口減対策推進基金	1,622万円

【補助内容】

加算	①	県外からの転入者	20万円
	②	空き家バンク登録物件を取得	10万円
	③	町内施工業者が施工	10万円
	④	三世帯同居（近居）	30万円（20万円）
	⑤	立山町で就労	10万円
	⑥	申請者または配偶者が39歳以下	5万円
	⑦	世帯員に中学生以下の子どもを含む	5万円
	⑧	申請者または配偶者が立山町出身者	10万円
	⑨	上段、東谷、立山、釜ヶ淵地区に居住	10万円
基本	たてぽ付与	10万ポイント	

